

- ・ 来年度以降 10年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況  
（協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）
  - ・ 今後の保険料率に関するシミュレーション
- 



# 来年度以降の10年間（2029年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 （協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

5年収支見通し（令和1年9月試算）と同様の前提において、2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を10.0%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2029年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

## 〈5年収支見通し（令和1年9月試算）の前提〉

● 今後の被保険者数等については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
- ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

● 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
- ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

I 1.2%<sup>1)</sup>で一定

II 0.6%<sup>2)</sup>で一定

III 0.0%で一定

注：1) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年における最大値（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年平均（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）を基本としつつ、平成21～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

## 来年度以降の10年間（2029年度まで）の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 （協会けんぽ（医療分）の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算）

● 今後の医療給付費については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
- ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位 %）

75歳未満 <sup>1)</sup>	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 <sup>2)</sup>

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

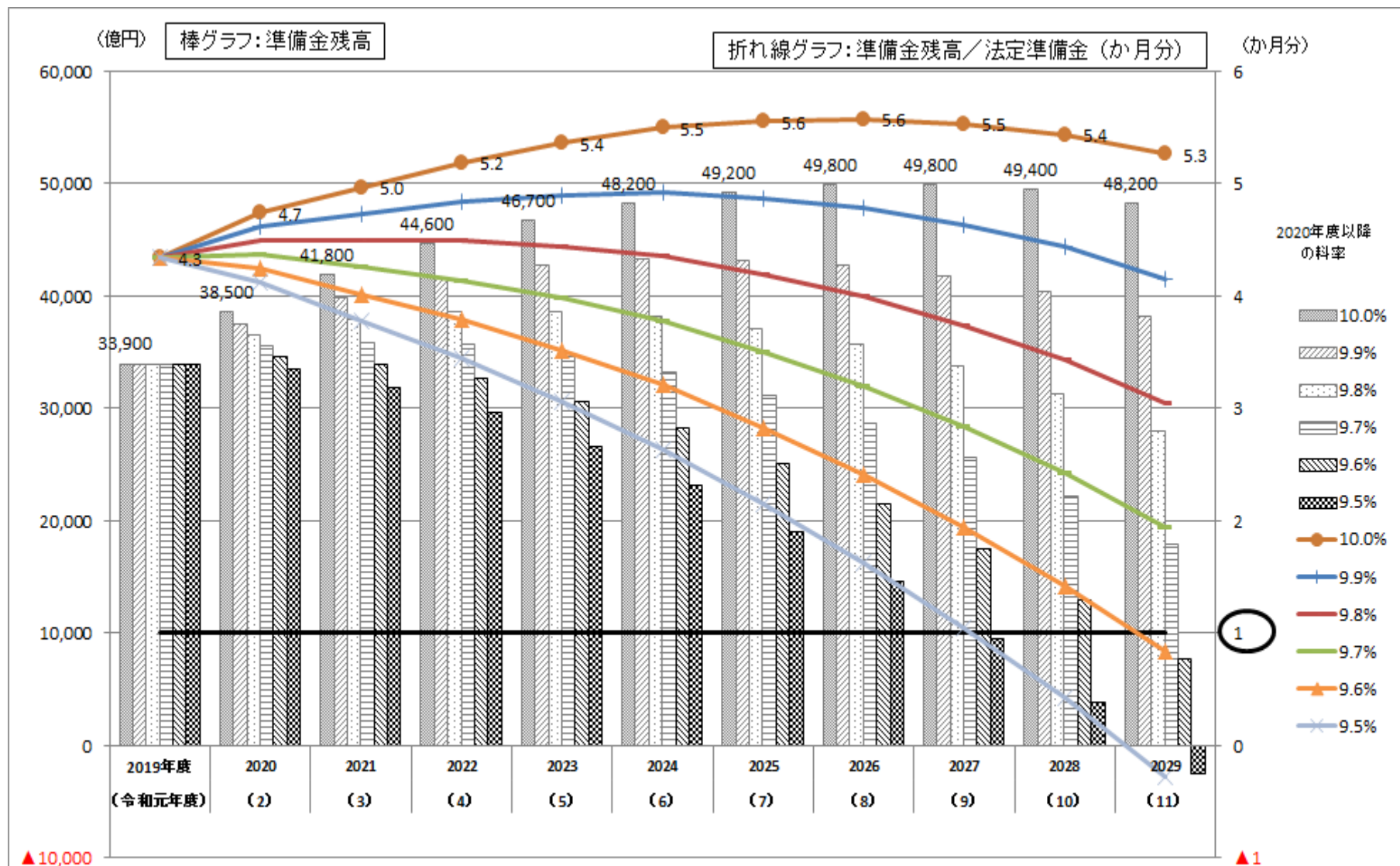
● 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

### <試算結果の概要>

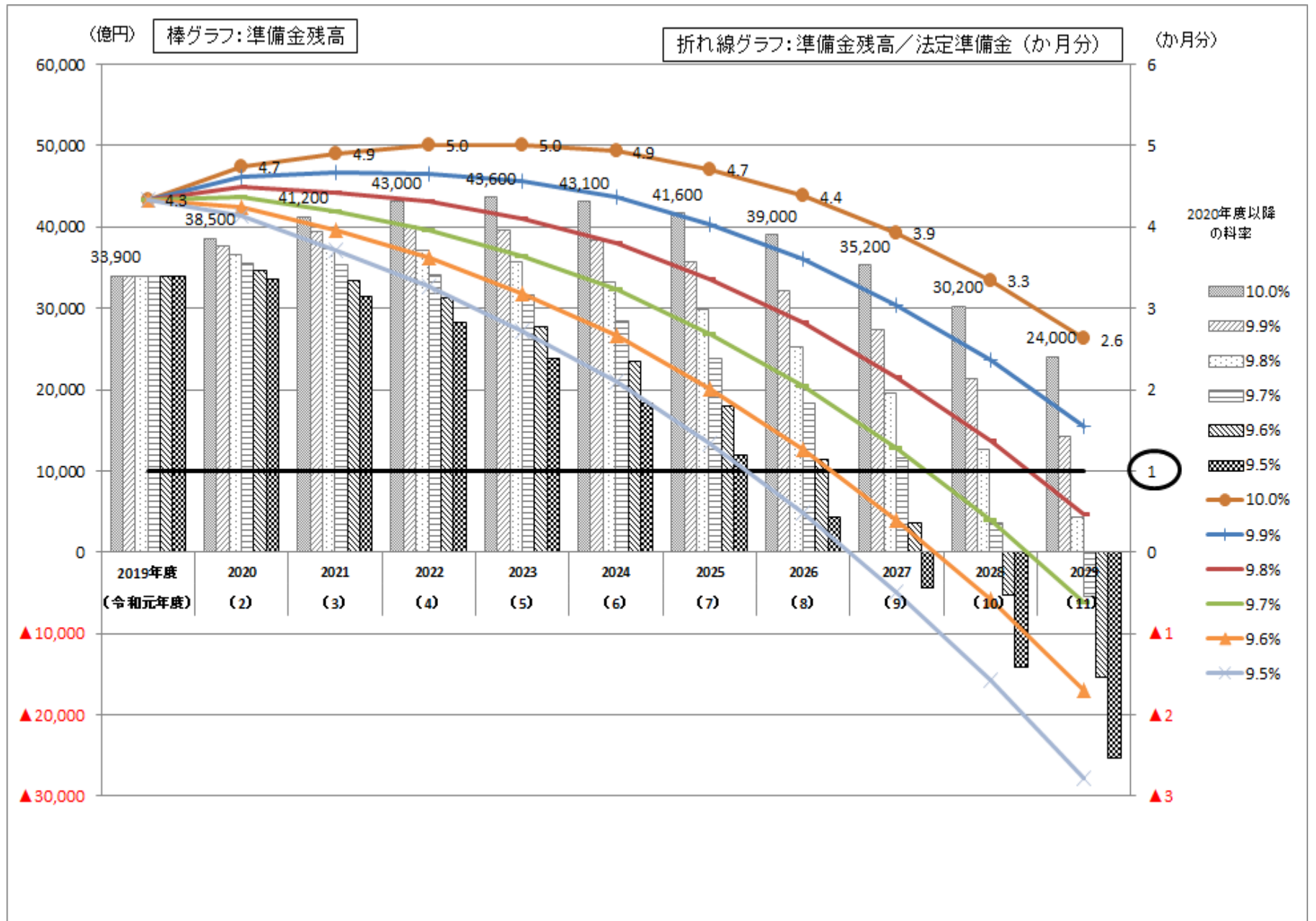
2021年度以降の賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の準備金残高のピーク <sup>1)</sup>	2029年度における準備金残高が法定準備金を下回る平均保険料率
I. 1.2%で一定	2026年度及び2027年度	9.5%～9.6%
II. 0.6%で一定	2023年度	9.5%～9.8%
III. 0.0%で一定	2022年度	9.5%～10.0%

注：1) 平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

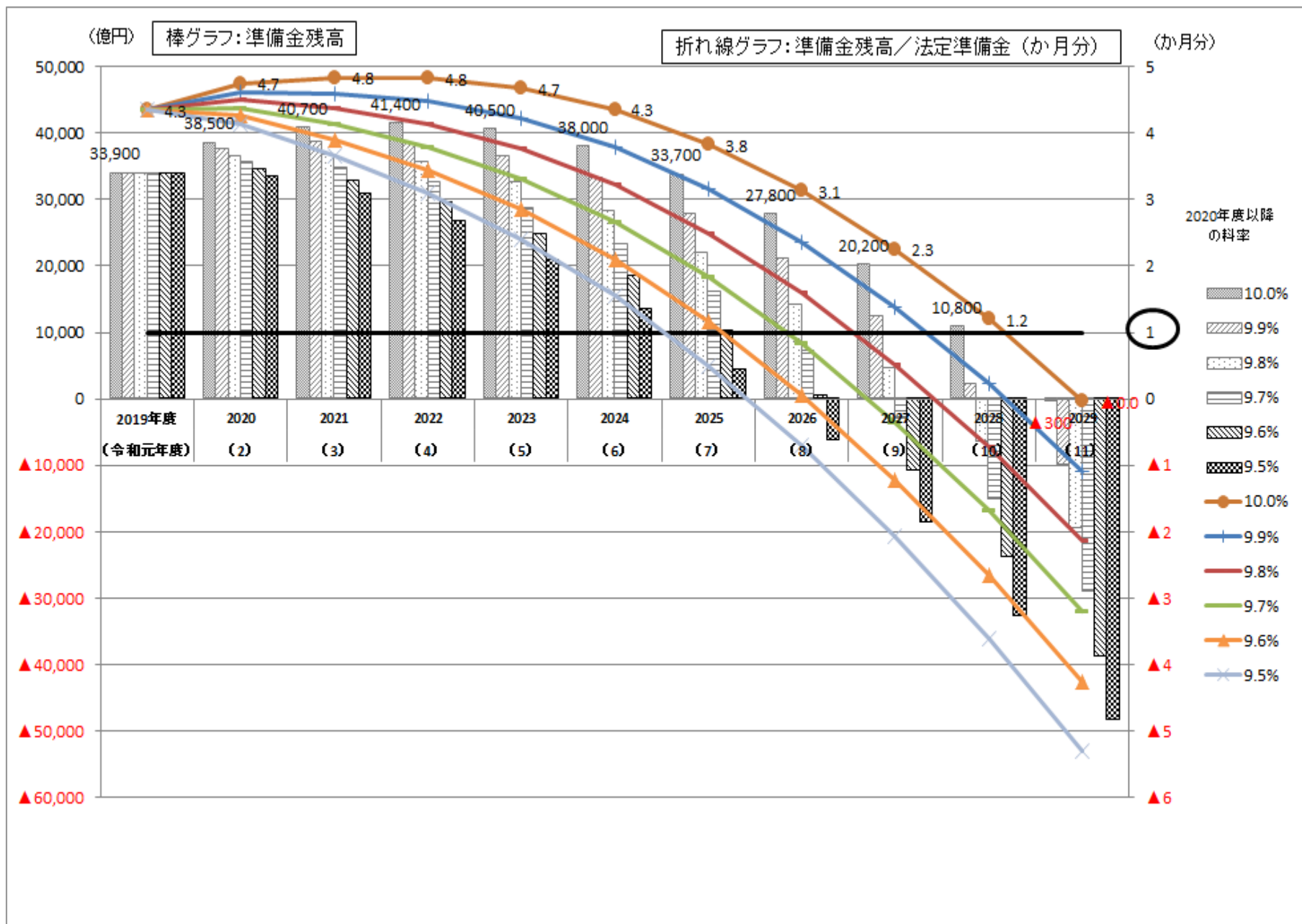
## I 賃金上昇率：2021年度以降 1.2%



## II 賃金上昇率：2021年度以降 0.6%



## Ⅲ 貸金上昇率： 2021年度以降 0.0%



## 今後の保険料率に関するシミュレーション

### 【シミュレーション方法について】

5年収支見通し（令和1年9月試算）と同様の前提において、2020年度（令和2年度）以降、準備金残高が法定準備金（給付費等の1か月分）を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で（※）、2029年度までの見通しをシミュレーションしたものの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（中略）を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。）の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

### 〈5年収支見通し（令和1年9月試算）の前提〉

#### ●今後の被保険者数等については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度については、協会けんぽの実績に基づいて推計を行った。
- ② 令和3年度以降については、「日本の将来推計人口」（平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。

#### ●今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度については、現状の傾向が続くという前提の下、平成30年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、令和1年度0.8%、2年度0.9%と見込んだ。
- ② 令和3年度以降については、以下の3ケースの前提をおいた。

- |     |                        |
|-----|------------------------|
| I   | 1.2% <sup>1)</sup> で一定 |
| II  | 0.6% <sup>2)</sup> で一定 |
| III | 0.0%で一定                |

注：1) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年における最大値（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）である平成30年度の値。

2) 平均標準報酬月額（年度累計）の増減率の過去10年平均（平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響（+0.5%）を除く）を基本としつつ、平成21～23年度の不況に伴う賃金水準の低下を一時的な要因とみなして除外し、過去7年平均とした。

## ● 今後の医療給付費については、次の通りとした。

- ① 令和1、2年度の加入者一人当たり伸び率については、協会けんぽの実績から、令和1年度2.1%、2年度2.4%（消費税の引上げに伴う影響を含む）と見込んだ。
- ② 令和3年度以降の加入者一人当たり伸び率については、平成27～30年度（4年平均）の協会けんぽなどの次の年齢階級別医療費の伸びの平均（実績）を使用した。

（単位 %）

75歳未満 <sup>1)</sup>	2.1
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.2 <sup>2)</sup>

注：1) 団塊の世代が70歳代へ移行している影響で、70～74歳の年齢階級について、平均年齢が低下し1人当たり医療費が低下している。この一時的な特殊要因を除去するため、70歳未満と70～74歳に分けていた1人当たり医療費を75歳未満に改める。

2) 平成30年度実績が平成31年2月までしか公表されていないため、平成30年度については11か月分の伸び▲0.3%を用いて平均を算出している。

## ● 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

## 【Ⅰ．賃金上昇率：2021年度以降 1.2%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2029年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

## 【Ⅱ．賃金上昇率：2021年度以降 0.6%】

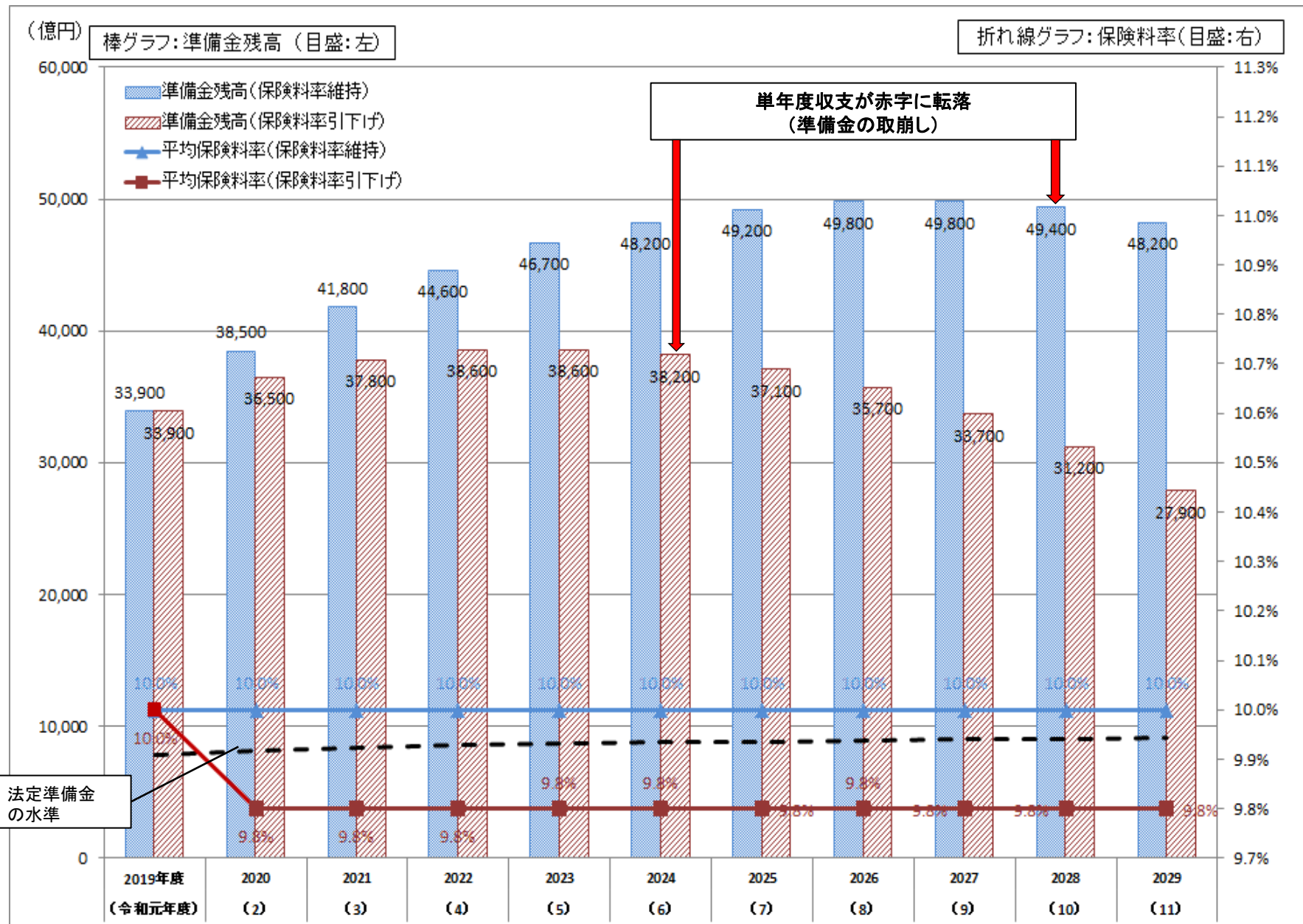
- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2029年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には10.3%に達する。

## 【Ⅲ．賃金上昇率：2021年度以降 0.0%】

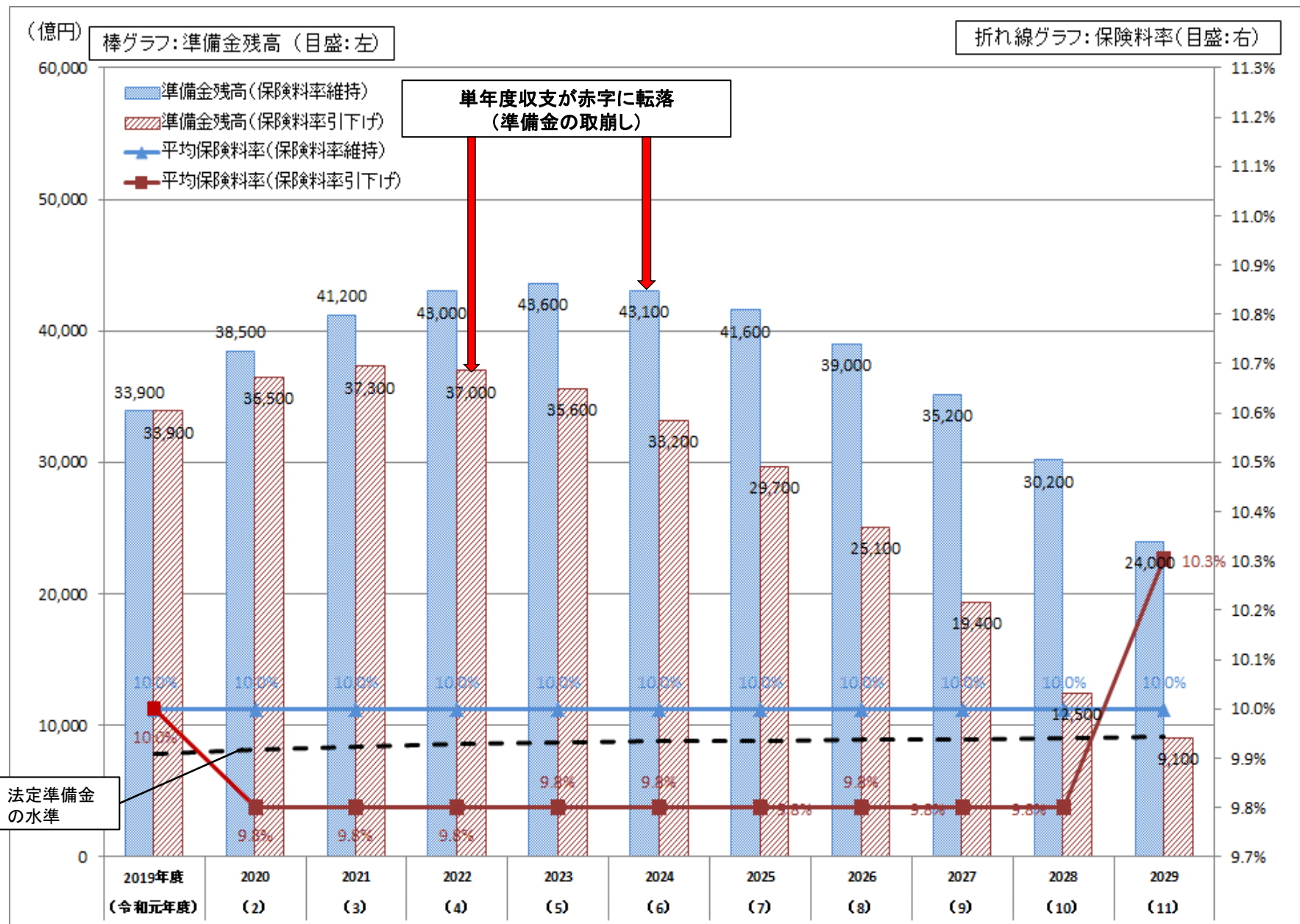
- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度には11.0%に達する。
- ・ 仮に2020年度（令和2年度）以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2022年度以降準備金を取崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇を続け、2029年度には11.2%に達する。



# I. 2021年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合



## Ⅱ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.6%の場合



### Ⅲ. 2021年度以降の賃金上昇率・0.0%の場合

